

○ 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（本人等の交付の請求の方法及び請求につき明らかにしなければならない事項）</p> <p>第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第二十条第一項の規定による戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記録した書類。以下同じ。）の交付の請求は、法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。以下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第二十条第五項において準用する法第</p>	<p>（請求につき明らかにしなければならない事項）</p> <p>第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第二十条第二項において準用する法第十二条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村（特別区を含む。）第三条において同じ。）にあつては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記録した書類）の交付を請求する者の氏名及び住所</p> <p>二 請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。次条第一号において同じ。）がされた戸籍の表示</p>

十二条第六項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するため特に必要があると認める場合にあつては、請求事由

三 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第七項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合において、請求をする者の住所以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所

(本人等の交付の請求につき請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第二条 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。以下「住民基本台帳カード等」という。)であつて現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法
- 二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に請求の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法
- 三 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第七項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合にあつては、第一号又は前号の書類の写しを送付し、現に請求の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)

第二条 法第二十条第二項において準用する法第十二条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める場合は、次に掲げる場合(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第二十条第二項において準用する法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。)

- 一 戸籍の附票に記載がされている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 四 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)が相当と認める場合

(本人等の交付の請求につき請求をする者の代理人等が権限を明らかにする方法)

第三条 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第四項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、請求をする者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に請求の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合にあつては、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(送付を求める場合の方法)

第四条 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第七項、第十二条の二第五項及び第十二条の三第九項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便

二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便

(新設)

(新設)

(国又は地方公共団体の機関の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事項)

第五条 法第二十条第二項の規定による戸籍の附票の写しの交付の請求は、同条第五項において読み替えて準用する法第十二条の二第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにして、公文書を提出してしなければならない。

2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の二第二項第五号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示

二 法第二十条第五項において準用する法第十二条の二第二項第四号に規定する犯罪捜査等のための請求である場合にあつては、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由

三 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の二第五項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合にあつては、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地

(国又は地方公共団体の機関の交付の請求につき請求の任に当たつてい
る者が本人であることを明らかにする方法)

第六条 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の二第三項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示する方法

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合に
あつては、住民基本台帳カード等であつて現に請求の任に当たつて
いる者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

(新設)

(新設)

を提示し、又は提出する方法

三 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の二第五項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合にあつては、第一号又は前号の書類の写しを送付する方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(本人等以外の者の交付の申出の手續及び申出につき明らかにしなければならぬ事項)

第七条 法第二十条第三項又は第四項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出は、同条第五項において読み替えて準用する法第十二条の三第四項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、同条第四項第四号の事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。

2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の三第四項第六号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示
- 二 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の三第九項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合において、申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所

(本人等以外の者の交付の申出につき申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにする方法)

第八条 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の三第五項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方

(新設)

(新設)

法とする。

一 法第二十条第三項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出をする場合にあつては、次に掲げる方法

イ 住民基本台帳カード等であつて現に申出の任に当たつてゐる者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

ロ イの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に申出の任に当たつてゐる者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に申出の任に当たつてゐる者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長がイに準ずるものとして適当と認める方法

二 法第二十条第四項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出をする場合にあつては、前号イの書類又は法第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した戸籍の附票の写しの交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによつて申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法

三 法第二十条第三項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出をする場合において、同条第五項において読み替へて準用する法第十二条の三第九項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求めるときは、第一号ロに掲げる方法のほか次に掲げる方法

イ 第一号イ又はロの書類の写しを送付し、現に申出の任に当たつてゐる者の住所を戸籍の附票の写しを送付すべき場所に指定する方法
その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法（ロ

に掲げる方法による場合を除く。）

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が当該法人の役員又は構成員であるときは、第一号イ又はロの書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を戸籍の附票の写しを送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法

四 法第二十条第四項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出をする場合において、同条第五項において読み替えて準用する法第十二条の三第九項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求めるときは、第一号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属する会が発行した戸籍の附票の写しの交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を戸籍の附票の写しを送付すべき場所に指定する方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、同号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。

（本人等以外の者の交付の申出につき申出者の代理人等が権限を明らかにする方法）

第九条 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条の三第六項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、申出者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 現に申出の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸

（新設）

籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に申出の任に当たつている者が法定代理人以外の者である場合に
あつては、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することが
できない場合にあつては、申出者の依頼により又は法令の規定によ
り当該申出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又
は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当
と認める方法

(情報通信技術利用法の適用)

第十条 法第二十条第一項から第四項までの規定による請求又は申出は、
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法
律第五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。
）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用
して行わせることができる。

2・3 (略)

(情報通信技術利用法の適用)

第三条 法第二十条第一項の規定による請求は、行政手続等における情報
通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下こ
の条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に
より、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができ
る。

2・3 (略)